

熊本県告示第 382 号

昭和 28 年 6 月 20 日熊本県告示第 263 号（熊本県農村青少年団体表彰要領）は、廃止する。

平成 17 年 4 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第 383 号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 10 条第 3 項の規定に基づき、熊本県感染症予防計画を変更する。

変更後の熊本県感染症予防計画は、次のところにおいて一般の縦覧に供する。

平成 17 年 4 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

縦覧できる場所	
熊本県健康危機管理課	熊本市水前寺 6-18-1
熊本県宇城保健所	宇城市松橋町久具 400-1
熊本県有明保健所	玉名市岩崎 1004-1
熊本県山鹿保健所	山鹿市山鹿 465-2
熊本県菊池保健所	菊池市隈府 1272-10
熊本県阿蘇保健所	阿蘇市内牧 1204
熊本県御船保健所	上益城郡御船町辺田見 400
熊本県八代保健所	八代市西方町 1660
熊本県水俣保健所	水俣市八幡町 2-2-13
熊本県人吉保健所	人吉市寺町 12-1
熊本県天草保健所	本渡市今釜新町 3530

熊本県告示第 384 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律 283 号）第 17 条の 4 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 17 年 4 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
アイリスケアセンター宇城 宇城市松橋町豊福 1683 番地	株式会社 ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地 寺田 明彦	平成 17 年 3 月 25 日	43000100107118	身体障害者 居宅介護
アイリスケアセンター八代 八代市大手町二丁目 7 番 25 号	株式会社 ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地 寺田 明彦	平成 17 年 3 月 25 日	43000100201119	身体障害者 居宅介護
アイリスケアセンター西松江 八代市松江町 119 番地 5	株式会社 ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地 寺田 明彦	平成 17 年 3 月 25 日	43000100202117	身体障害者 居宅介護
アイリスケアセンターにしき 球磨郡錦町大字一武 1641 番地	株式会社 ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地 寺田 明彦	平成 17 年 3 月 25 日	43000100203115	身体障害者 居宅介護

熊本県告示第 385 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成17年4月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 調達役務名及び数量
熊本県情報ギガハイウェイ用通信回線サービス 一式
- 2 入札参加資格
熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111 内線 6350
 - (3) 入札参加資格申請書の受付期間
平成17年4月1日（金）から平成17年4月25日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成18年9月30日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
3の(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成18年7月1日から平成18年7月31日まで行う。

熊本県告示第386号

平成16年12月22日熊本県告示第1216号により告示した内水面における漁場計画に係る漁業権について、漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づき、次のとおり漁業権の免許をした。

平成17年4月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 免許の内容
平成16年12月22日熊本県告示第1216号の内容のとおり
- 2 免許の存続期間

漁場計画番号（免許番号）	存 続 期 間
内共第10号から 内共第13号まで	平成17年4月1日から平成25年12月31日まで

3 漁業権者

漁場計画番号 （免許番号）	漁 業 権 者	
	氏名又は名称	住 所
内共第10号	鏡町漁業協同組合	八代郡鏡町大字野崎字1番割1028番地の2
内共第11号	昭和漁業協同組合	八代市昭和明徴町837番地
内共第12号	鏡町漁業協同組合外2組合	八代郡鏡町大字野崎字1番割1028番地の2
内共第13号	千丁漁業協同組合	八代郡千丁町大字古閑出2975番地の8

熊本県告示第387号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第1項の規定に基づき遊漁規則を平成17年4月1日付けで認可したので、同条第7項の規定により次のとおり公示する。

平成17年4月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 漁業権者の名称及び住所並びに免許番号

免許番号	住 所	名 称
内共第 10 号	八代郡鏡町野崎 1 番割 1028 番地の 2	鏡町漁業協同組合
内共第 11 号	八代市昭和明徴町 837 番地	昭和漁業協同組合
内共第 12 号	八代郡鏡町野崎 1 番割 1028 番地の 2	鏡町漁業協同組合
	八代市昭和明徴町 837 番地	昭和漁業協同組合
	八代郡千丁町古閑出 2975 番地の 8	千丁漁業協同組合
内共第 13 号	八代郡千丁町古閑出 2975 番地の 8	千丁漁業協同組合

2 遊漁規則の内容

鏡町漁業協同組合内共第 10 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、この組合の有する内共第 10 号第 5 種共同漁業権に係わる漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい・ふな・ぼら・うなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣・竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、手釣・竿釣による遊漁の場合には第 9 条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 9 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 第 1 項の承認を受けた者は、直ちに、第 5 条第 1 項の遊漁料を、同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁の方法等)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる漁業は、それぞれイ欄の漁業の方法によりウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域及びオ欄の期間中でなければ、遊漁してはならない。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 統数	エ 区域	オ 期間
こい漁業 ふな漁業 ぼら漁業	手釣・竿釣・投網・徒網・うぎ・たも網	制限なし	内共第 10 号漁場	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
うなぎ漁業	手釣・竿釣	制限なし	〃	〃

(漁具の制限)

第 4 条 次の表のア欄に掲げる漁業は、イ欄に掲げる規模又は大きさの漁具を使用してはならない。

ア 漁業の名称	イ 漁具の規模又は大きさ
こい漁業 ふな漁業 ぼら漁業 うなぎ漁業	投網・網目 2cm 未満のもの

(遊漁料の額及び納付の方法)

第 5 条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第 1 号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは、同号に掲げる額の 2 分の 1 に相当する額とする。

(1) 手釣、竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具漁法	遊漁料の額		
		大江湖	ピンヤ	
こい ふな ぼら うなぎ	手釣・竿釣	徒歩	年間 6,000 円	年間 5,000 円
		船使用	1 日 600 円	1 日 800 円

(2) その他の場合

魚種	漁具漁法	遊漁料の額	
		大江湖	ピンヤ
こい	徒網	年 2,500 円	